

平成 19 年 8 月 28 日

UR 都市機構

孤独死に関する対策等について

1 孤独死の定義

孤独死とは、「病死又は変死」事故の一態様で、死亡時に単身居住している賃借人が、誰にも看取られることなく、賃貸住宅内で死亡した事故をいい、自殺又は他殺を除く。

2 孤独死の発生件数

別添のとおり（平成 11 年度以降統計収集）

3 地域における高齢者の見守り活動

(1) 団地自治会との定期協議（連携研究会）

(2) 団地自治会と連携した地域における高齢者見守り活動

① 安心登録カード

② 安心コール

③ ごみ出しサービス

(3) 主な課題

① 提供するサービスは、希望者のみを対象とする手上げ方式であるため、孤独死対策としては十分に機能していない。

② 個人情報保護法により情報取得が困難となっていることが、団地自治会よる主体的な地域活動の展開を阻む。

以 上

住戸内死亡事故発生件数

	事故件数		
		内)65歳以上	%
平成11年度	207	94	45%
平成12年度	235	123	52%
平成13年度	248	135	54%
平成14年度	291	156	54%
平成15年度	318	190	60%
平成16年度	409	250	61%
平成17年度	458	299	65%
平成18年度	517	326	63%
H11～H18合計	2,683	1,573	59%

